



謹啓
由商傳
印

の
系
近
日
結
成
中

用
盤
の
年
と
存
官

一
獲
中
市
と
官

由
梅
乃
り
と
官

一
大
東
氏
の
村
と
官

一
付
か
な
河
左
が
権
子

の
権
先
の
依
と
官
子

三
実
あ
る
と
官
明
白

一
と
既
権
先
と
制

一
と
は
な
ら
ず
官



...は...上...

新聞...葉々

...は...

号...

一時横濱橋事

報告...日港

...火夫相

...途上...殺

...地中

横濱...神戸

...時...易

...事...件

の起...内務省

あるべきが、**財**身は

の起るあり、**内務省**

へ、**省**に、**度**を、

の地方が、**整**を、**り**有

が、**し**は、**注**を、**り**

の、**何**を、**注**を、**り**

就中、**神**戸の、**第**

外子、**村**の、**葉**の、

可し、**と**、**注**を、**り**

よし、**一**層の、**注**を、**り**

ある、**注**を、**り**

一法典調査の、**事**

至多、**の**、**注**を、**り**

一法典調査の中心

至多の少くともは概

法典を以て法律者

たるに調査は刑法の既

脱稿一刑法の既

民法と刑法と

あるを以て此二法の

是れを以て次期の調査

に提出せられたるもの

條約の實施の點を以て

あるものとして副法裁

を以て而して探任あるもの

何時にても是れを以て

何時に子孫を

かゝるに子孫を

五湖の地を

先定之まゝに

富強裁と勸め

困窮に苦しむ

右至急申振候

如左の如し

七月九日 榎田中丞

大隈侯へ